

Ⅱ 基本理念・基本目標等

ここでは、本県における子ども・子育てを取り巻く現状や、これまでの取組みと評価を踏まえ、今後の子ども・子育てに関する基本理念や基本目標等を明らかにします。

1 基本理念

[基本理念]

- すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばして健やかに成長できる社会の実現をめざします。
- すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを育てることができる社会の実現をめざします。

子どもは、社会の希望であり、未来の宝です。

すべての子どもたちが温かく見守られ、自らそれぞれの個性を生かし、可能性を十分に開花させて、自立した人間に成長することは、社会全体の願いです。

子どもが健やかに成長するためには、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じながら安心して子どもを育てることができるよう、社会全体で子どもや子育て家庭を応援していくことが必要です。

本計画では、すべての子どもの幸せや健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、保護者が子どもの将来に希望を持ち、子育てに喜びや生きがいを感じることができる魅力ある神奈川の実現のため、次のような将来像をめざします。

2 めざす将来像

めざす将来像1

子どもが心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会

すべての子どもは、一人ひとり異なる個性や能力を持ち、将来の様々な可能性に満ち溢れています。

その可能性を十分に開花させ、自立した人間として健やかに成長するためには、成長の発達段階に応じた質の高い教育・保育等を通じて、子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることができる環境を整備することが必要です。

そのため、本県では、子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが大事にされ、心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会をめざします。

めざす将来像2

子どもを安心して生み育てることができる社会

子育ては、本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

しかし、現在、本県における子どもや子育てをとりまく環境は、核家族化の進行や地域社会の関係の希薄化により、就労の有無や状況にかかわらず、育児の孤立化や負担感が増大しています。

また、児童虐待件数の増大や、都市部を中心とした待機児童問題、さらには、子どもが被害者となる犯罪や事故等、個人や各家庭の努力だけでは解決が困難な様々な課題が数多く生じています。

そこで、本県では、子どもの幸せを第一に考えるとともに、子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、子育て支援の充実や子育てに安心な環境整備を進めます。

また、親が親として成長する親育ちの取組みを進め、子どもを持つ親が安心して、子どもの将来に希望を抱き、ゆとりや喜びを持って子どもを生み育てることができる「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」の実現をめざします。

めざす将来像3

すべての子どもの育ちや子育て家庭をみんなで応援する社会

子どもは社会の希望であり、未来の宝です。子どもや子育て家庭を社会全体で見守り、支援することは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の社会のための基盤づくりであり、社会のすべての構成員の役割であるといえます。

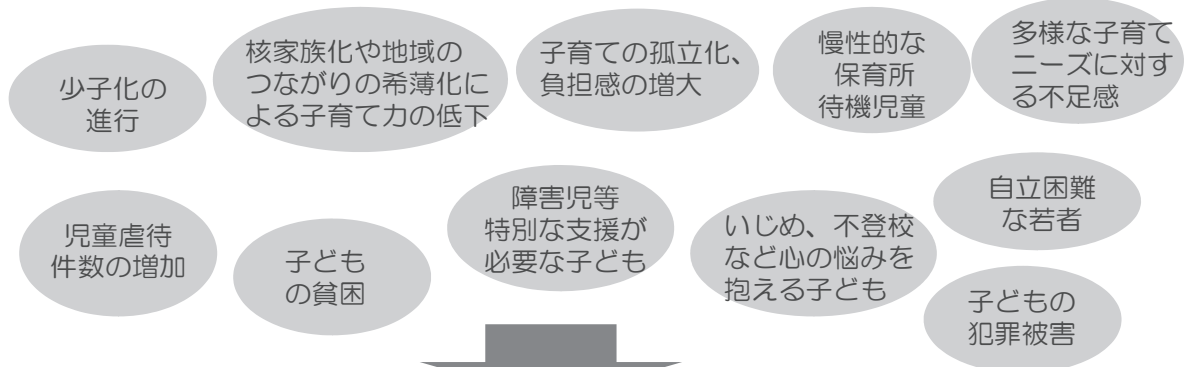
そこで、本県では、子育ての中心は保護者という基本的考えを第一としつつ、社会全体で子どもや子育て家庭を温かく見守り、子どもの成長のみでなく、親としての成長も応援する社会づくりをめざします。

また、一方で、現在、就労環境の変化、ライフスタイルの多様化等、様々な社会状況により、結婚・妊娠・出産を希望しながらも希望がかなえられない実情があることから、社会の構造や経済をゆるがしかねない深刻な少子化に直面しています。

そこで、本県では、結婚・妊娠・出産・育児と切れ目のない支援が受けられる環境づくりをみんなで応援する社会をめざします。

【参考】子どもや子育てを取り巻く様々な現状の課題とめざす将来像

◆子どもや子育てを取り巻く様々な現状の課題



めざす将来像

子どもが心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会

子どもを安心して生み育てることができる社会

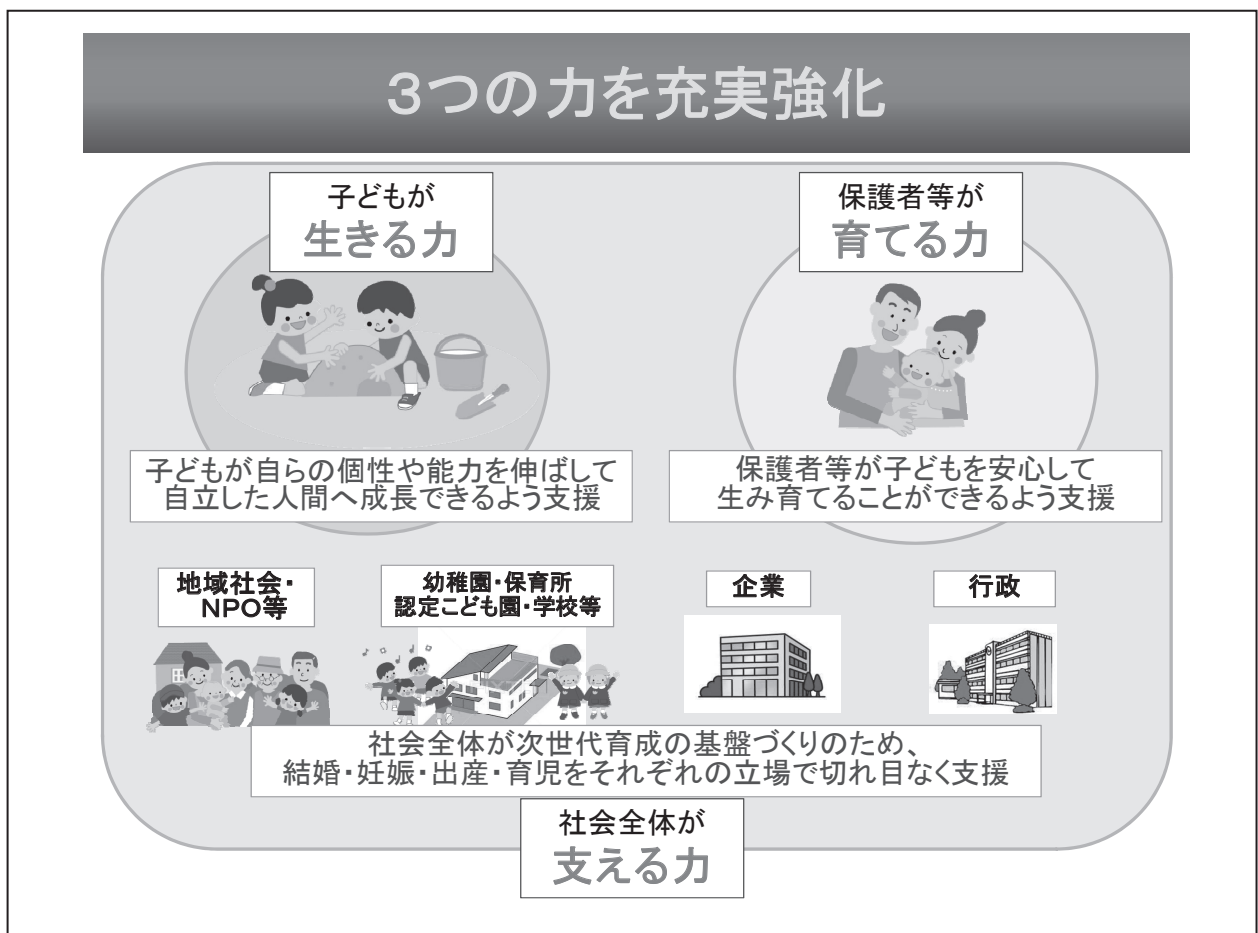
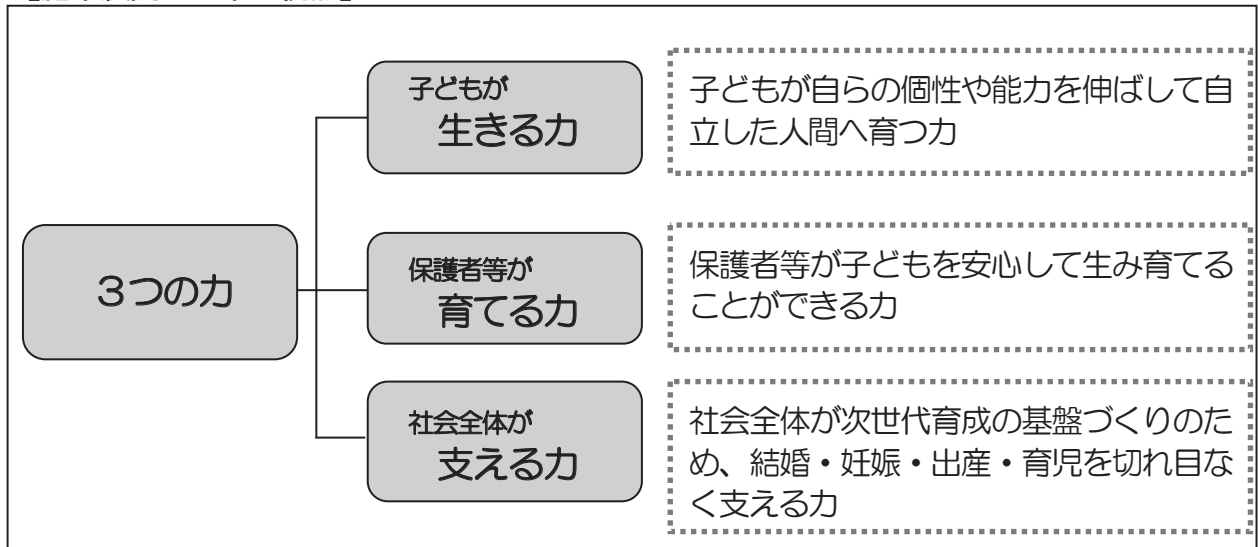
すべての子どもの育ちや子育て家庭をみんなで応援する社会

3 基本目標～めざす将来像の実現のために

(1) 基本目標

めざす将来像の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者等が育てる力」
「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実強化します。

【施策展開の基本的視点】



(2) 施策展開の基本的視点と方向性

【基本的視点】

子どもが
生きる力

- 子どもが健やかに自立した人間へ育つため、「生きる力」をはぐくむ教育の充実や若者の自立を支援します。
- 家庭の事情に左右されず、自らの個性や能力を伸ばし、いきいきと成長するよう、子どもの育ちと学びに対する支援を推進します。

保護者等が
育てる力

- 子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育や子育て支援の充実を図ります。
- 就労の有無にかかわらず安心して子どもを生み育てることができるよう「待機児童ゼロ」の取組みを進めます。
- 放課後児童クラブ等小学生の放課後の安全な居場所の確保を図ります。
- 特別な配慮が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。
- 小児医療の充実など子育て環境の整備を図ります。

社会全体が
支える力

- 地域や社会における子育て支援を応援する機運の醸成を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直し等に取り組みます。
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実に取り組みます。

【施策展開の方向性】

(3) 子ども・子育て支援新制度における施策展開上のポイント

◆県内どこでも「待機児童ゼロ」

子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの提供により、仕事と子育ての両立が可能になります。



◆子ども・子育て支援人材の確保と質の向上

幼稚園教諭、保育士等、子ども・子育て支援人材の確保と質の向上により質の高い教育・保育が提供されます。



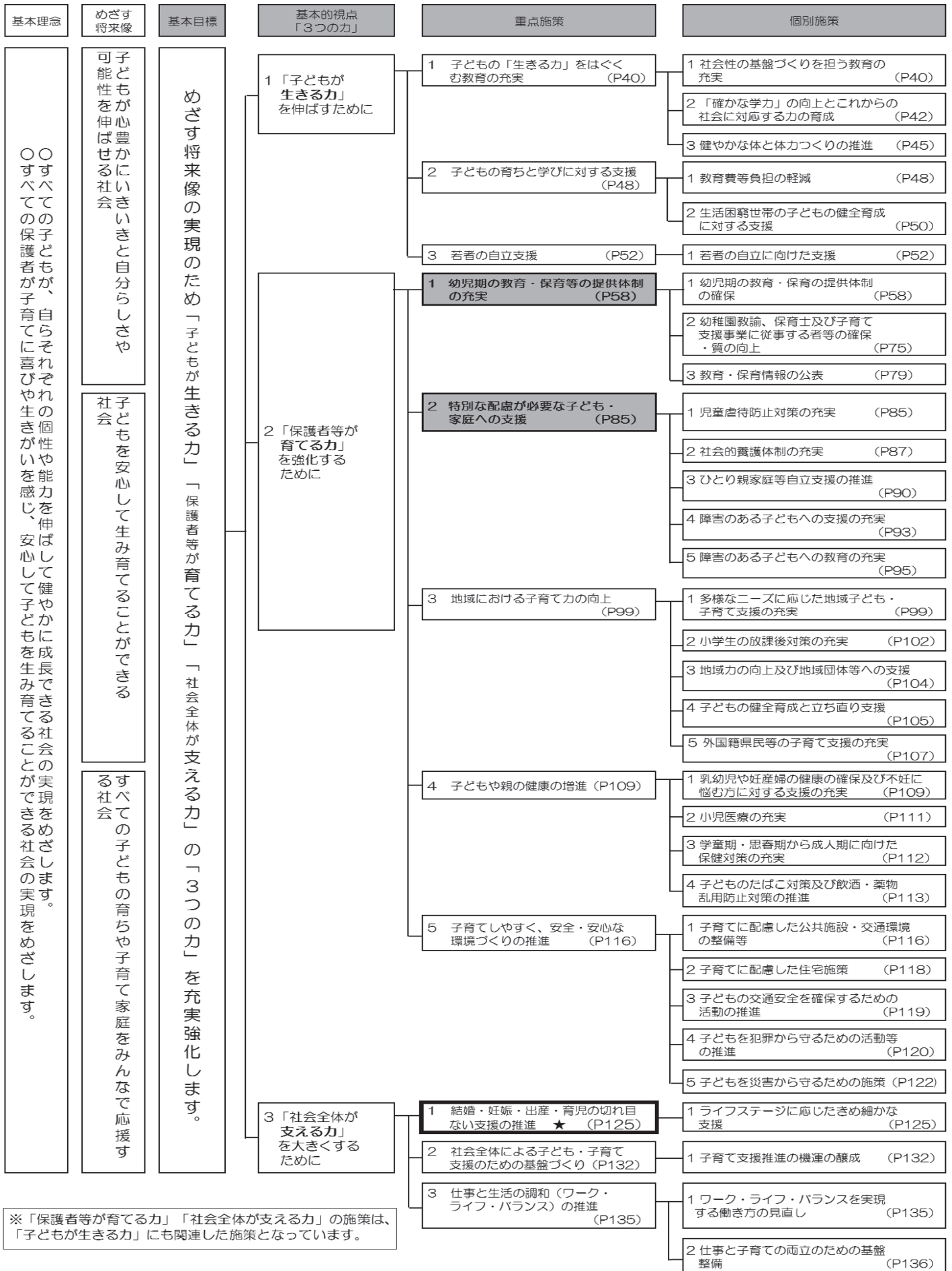
◆結婚・妊娠・出産・育児と個人のライフスタイルに応じた切れ目ない支援

結婚・妊娠・出産・育児と切れ目なく、県民それぞれのライフスタイルに応じた支援を行います。



4 施策体系

 子ども・子育て支援法 支援事業支援計画必須記載項目
★ 次世代育成支援対策推進法の改正による計画策定指針の新たな記載項目



※「保護者等が育てる力」「社会全体が支える力」の施策は、「子どもが生きる力」にも関連した施策となっています。